

空き家相続、売却で減税

国土交通省・財務省 300万円の控除検討

国土交通省と財務省「交番案」によると、相続した空き家は、親などから相続した空き家や土地を売却した耐震リフォームをして、建物や土地を売却した場合に税金負担を軽減する。制度の検討に入った。国合に譲渡所得から3千万

制改正で議論する。対象になるのは1981年以前の旧耐震基準で建てた戸建て住宅などで、取り壊すか、耐震性がない場合は耐震リフォームをしたうえで、建物や土地を売却することが条件だ。国土交通省は16年度の税制改正要望に撤去などの費

空き家解体根拠は「税」

神奈川県横須賀市で長く放置されていた半壊状態の空き家が、市によって解体された。行政による代執行の壁となっていたのは「所有者不在」の証明。今年5月に全面施行された「空き家対策特別措置法」を適用し、土地・建物の納税情報を利用することで、3年前から続いた懸案によつて突破口が開いた。

特措法適用

所有者不在証明に威力

しになっていた」と近隣の男性(79)。「台風の時は屋根の破片が飛んできて危なかった。ようやく安心できる」と笑顔で話した。登記簿などによると、空き家は約60平方メートルの木造平屋建て。大正時代の1920年に建物の記載

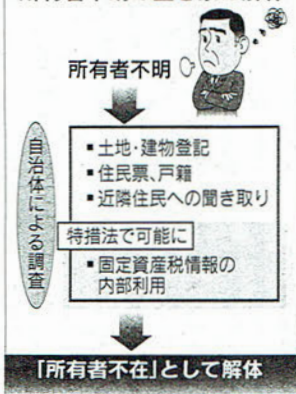
10月に「屋根の一部が落ちてきそう」と市民の苦情を受け、倒壊の危険が増大と判断。登記簿や住所相続などを経て、90年に横須賀市の不動産会社が購入し、同社が2002年に調査を進めたが、所有者の行方をつかめず足踏みが続いた。12年に施行した市独自の空き家管理条例も「所



費用など課題

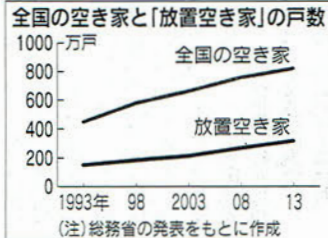
所有者不明の場合の規定が曖昧で、解体に踏み切った後に所有者が現れて訴訟を起されるリスクがある(担当者)と適用に至らなかった。費用など課題

所有者不明の空き家の解体



空き家対策特措法に基づき取り壊される木造住宅(10月27日、神奈川県横須賀市)

放置 全国に318万戸



総務省の2013年の調査によると、全国の空き家は820万戸で、20年前の1・8倍に増えた。このうち、賃貸や売却の予定がなく長期にわたって人が住んでいない「放置空き家」が約318万戸を占めている。空き家対策特別措置法に基づいて自治体が指定する「特定空き家」は、倒壊の恐れがあるなど、特に状態が悪い建物。所有者が分かる場合、自治体が撤去などを勧告すると、土地は「更地」扱いとなつて固定資産税の減免措置が解除される。